

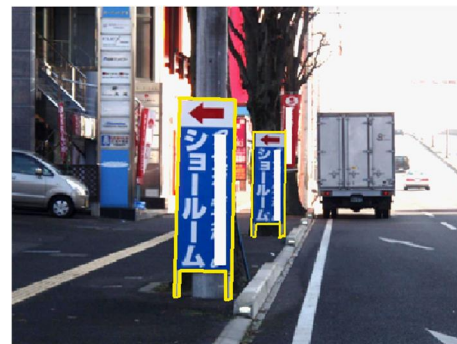
道路管理者の許可なく公道上に物を置くこと (不法占用)は、道路法で禁止されています



乗入(段差解消)ブロック



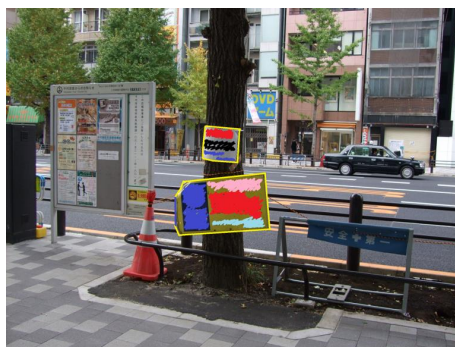
置看板



立看板



のぼり旗



はり紙・はり札



カラーコーン

○道路に物を置くと、歩行者や自転車等の通行を妨げ、車の視界を遮るおそれがあります。

○大変危険ですので、即時撤去をお願いします。

○無断で設置された乗入ブロック、看板、のぼり旗等が原因で通行人が怪我をしたり、車の視界を遮って交通事故が起きたりした場合には、損害を受けた相手から民法の不法行為による損害賠償を請求されることがあります。

栃木県からのお知らせ

- 栃木県では、道路上における営業用の置看板やのぼり旗、段差解消用の乗入ブロック等の設置を原則として認めておりません。
- 道路上に無許可で物件を設置（不法占用）している場合、至急撤去をお願いいたします。
- 道路を不法に占用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。
- 自主撤去していただけない場合、土木事務所長が直接撤去することがあります。
※撤去、保管等に要した費用について、設置者に請求する場合があります。
- 歩道と車道の段差を解消するため、道路法第24条の申請手続きにより乗入口設置工事（工事費用は自己負担）ができる場合がありますので、事前に土木事務所へご相談ください。

管轄土木事務所	電話番号	管轄市町
宇都宮土木事務所	028-626-3157	宇都宮市、上三川町
鹿沼土木事務所	0289-65-3212	鹿沼市
日光土木事務所	0288-53-1210	日光市
真岡土木事務所	0285-83-8302	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
栃木土木事務所	0282-23-3435	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板土木事務所	0287-44-2186	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
大田原土木事務所	0287-23-6613	大田原市、那須塩原市、那須町
烏山土木事務所	0287-83-1322	那須烏山市、那珂川町
安足土木事務所	0284-41-2572	足利市
	0283-24-3111	佐野市

※土木事務所が管轄する道路は、国道（4号及び50号を除く）及び県道です。